

会計年度任用職員募集要項

任用根拠		会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）	
任用期間		令和 2 年 9 月 1 日または 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで	
職 種		図書館業務補助職員（特定業務職員）	
採用予定人数		2 名	
従事すべき業務の内容		・ カウンター業務補助 ・ 図書資料整理補助 ・ その他館長が命じる業務	
応募資格		次に掲げる要件のいずれかを満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しない者。 ・ 公共図書館又は大学図書館に勤務した経験を有する者 ・ 司書資格を有する者 ・ 大学で司書課程又は司書教諭課程を受講している者 ・ 大学図書館でボランティアに従事している者	
勤務日及び勤務時間		・ 勤務日は館長が命ずる日（主に土日祝日）とし、年間 88 日以内とする。 ・ 勤務時間は 1 日につき 7 時間 45 分とする。 9 時 30 分～18 時 15 分（休憩 1 時間） 10 時 30 分～19 時 15 分（休憩 1 時間）	
報 酬 等		・ 報 酬：日額 6,991 円とする。 ※職員の給与に関する条例（昭和 26 年愛媛県条例第 57 号）別表第 1 行政職給料表 1 級 1 号給相当額 ・ 通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・ 旅 費：一般職員の例により旅費を支給する。その格付けは、行政職 1 級相当とする。 ・ 期 末 手 当：なし	
退職に関する事項		・ 任用期間を満了したとき。（2 回まで更新あり） ・ 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・ 図書館業務補助職員としてふさわしくない行為があったとき。	
退職手当		退職手当の支給はありません。	
服 務		任期中、以下の義務を負います。 ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・ 信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・ 秘密を守る義務（同法第 34 条） ・ 職務に専念する義務（同法第 35 条） ・ 政治的行為の制限（同法第 36 条） ・ 争議行為等の禁止（同法第 37 条）	
その他		・ 公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。	
応募方法	募集期間	令和 2 年 8 月 5 日(水)から令和 2 年 8 月 18 日(火)	
	選考方法	個別面接による	
	面接日時	令和 2 年 8 月 21 日(金)予定（応相談）	
	連絡先	電話または電子メールにてご連絡ください。 ・ 電 話：089-941-1441 ・ メールアドレス： tosyokan@pref.ehime.lg.jp 図書館業務補助職員募集係 宛	